

令和3年6月23日

新城市長 穂 積 亮 次 様

新城市市民自治会議

会長 鈴 木 誠

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の開催予定日、開催予定場所
及び説明会について（答申）

令和3年4月28日付け新ま3・2・1でなされた諮問のうち、諮問事項(1)「新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の開催予定日、開催予定場所及び説明会について」について、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会が検討した結果を踏まえ、下記のとおり答申します。

記

1 開催予定日及び開催予定場所

(1) 新城地区

10月2日（土）午後7時 新城地域文化広場文化会館小ホール

(2) 鳳来地区

10月7日（木）午後7時 新城市開発センター大会議室

(3) 作手地区

10月14日（木）午後7時 新城市つくで交流館ホール

2 理由

(1) 傍聴者の入場の可否

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、会場での傍聴を不可とすることも検討されたが、次の理由により、傍聴者を会場に入れて開催することが妥当である。

ア ケーブルテレビでの視聴は加入契約が必要であること及び主として高齢者にはインターネットでの視聴が難しい場合があること。

イ 会場で立候補予定者の人となりを見られることが公開政策討論会の重要な要素であること。

(2) 開催の回数

次の理由により、新城地区、鳳来地区及び作手地区で1回ずつ開催することが妥当である。

ア 会場への移動が負担となる市民もいること。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、分散して開催することが妥当であること。

(3) 開催日時全体への考慮事項

開催日時については、次に掲げる事項を考慮することが妥当である。

ア 各地区の状況に応じて曜日を決定すること。

イ 共働きが増え、仕事も多様化していることから、特定の曜日ではない方がよいこと。

ウ 令和2年度第3回新城市市政モニターアンケートのQ4「市長選挙立候補予定者公開政策討論会に望むことはありますか。」の質問に対して回答をした67名のうち、19名(28.4%)から土曜日又は日曜日での開催を希望する意見があったこと。

エ 衆議院議員総選挙の投票日と重複する可能性がある日曜日での開催を避けること。

(4) 新城地区での開催日時

次の理由により、10月2日(土)午後7時からの開催が妥当である。

ア 新城地域文化広場文化会館の予約状況

イ 現役世代が多い地区であること。

ウ 農繁期であるため、日中の開催を避けるべきであること。

エ 旧愛知県立新城東高等学校の校舎を会場とする新型コロナウイルスワクチン接種の土曜日の実施時間が午後5時までであること。

オ 夜の開催の方が、子育て世代の傍聴又は視聴に適していること。

(5) 鳳来地区及び作手地区での開催日時

次の理由により、鳳来地区については10月7日（木）午後7時から、作手地区については10月14日（木）午後7時から開催することが妥当である。

ア 4年前に新城市長選挙2017公開政策討論会実行委員会が主催して開催された新城市長選挙立候補予定者公開政策討論会は、木曜日の夜に開催されたが、鳳来会場及び作手会場はいずれも盛況であったことから、木曜日の夜であっても多くの傍聴又は視聴が見込めること。

イ 農繁期が終わる頃であり、また、夜の開催であれば支障がないこと。

(6) 開催予定場所

次の理由により、新城地区については新城地域文化広場文化会館小ホール、鳳来地区については新城市開発センター大会議室、作手地区については新城市つくだ交流館ホールでの開催が妥当である。

ア 規模が大きく、討論会に適した施設がほかにないこと。

イ さらに収容人数の多い施設としては学校の体育館が考えられるが、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮すると、学校への多数の来場は避けるべきであること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により収容人数の制限が必要となる可能性があるが、現状においてはやむを得ないこと。

3 説明会

(1) 日時及び場所

8月21日（土）午後2時 新城市役所本庁舎4階会議室

(2) 方法

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会の委員が中心となって説明会を開催する。

4 理由

(1) 日時及び場所

次の理由により、説明会を8月21日（土）午後2時から新城市役所本庁舎4階会議室で開催することが妥当である。

ア 立候補予定者の参加申出の期限（9月2日（木））の2週間程度前であること。

イ 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会の委員が参加しやすい日程であること。

(2) 方法

市の職員ではなく、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会の委員が中心となることが、制度の重要な要素であるため。

5 運営の方法に関する検討の要望

運営の方法に関する次の事項について検討を要望する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、会場への傍聴者の入場ができない場合の対応（ケーブルテレビ又はインターネットでの視聴のみとすること、その周知等）を検討すること。
- (2) 視聴の環境としては、主として高齢者にはインターネットでの視聴が難しい場合があるため、ケーブルテレビの積極的な活用を検討すること。
- (3) 子育て世代が参加しやすいよう、託児の準備等について検討すること。